

# マイナンバーの告知と本人確認 (2)

## 証券・金融取引の場合

金融調査部 制度調査担当部長  
吉井 一洋

証券・金融取引では、2016年以降、マイナンバーの告知が求められますが、既存口座は3年間の猶予期間が設けられており、当該期間中は支払調書等にも番号記載は義務付けられません。告知時の本人確認書類は税法、番号法と別々に定められており、両方の要件を満たすよう注意を払う必要があります。犯収法上の本人確認も別途問題となります。個人番号カードを使えばいずれもクリアできます。預貯金への付番(任意)は、早くて2018年からの予定です。

### 1. マイナンバーをいつ告知するのか？

#### (1) 三種類の本人確認

証券・金融取引では、番号法、税法、マネー・ロンダリングを防止するための犯罪収益移転防止法に基づく3種類の本人確認が必要となります。このうち、マイナンバーの告知を個人の顧客に対して要求しているのは税法です。前回でも説明しましたが、番号法は、番号を記入した支払調書等の各種法定調書を提出する証券会社や金融機関に、個人番号関係事務実施者として、個人の顧客に対してマイナンバーの提供を求めることができることとしていますが、個人の顧客自身に番号の告知を義務付けてはいません。ただし、証券会社や金融機関が顧客からマイナンバーの告知を受ける際には、本人確認を義務付けています。犯罪収益移転防止法では、マイナンバーの提供自体を求めています。

#### (2) 税法におけるマイナンバーの告知時期

現行税法では、利子、配当の支払いを受ける個人に対して、支払が確定する日までに、その氏名、住所を、支払いをする証券会社・金融機関に告知することを求めています。告知を受けた証券会社・金融機関は、その個人が提示・提出する本人確認書類に基づき、告知の内容が正しいかを確認します。告知は、原則、支払のたびに行うこととされていますが、その個人が口座開設時に証券会社や金融機関に告知をしている場合は、その後の利子・配当の確定日までに告知したものとみなし、利子・配当の支払いのたびに告知をすることは不要とされています(み

なし告知)。

2016年1月1日からは、告知する内容にマイナンバーが加わります。ただし、2015年12月31日以前からすでに存在する口座(既存口座)については、「みなし告知」の適用を受けている場合は、マイナンバーの告知を、2016年1月1日から3年経過した日(すなわち、2019年1月1日)以後の最初の利子・配当の支払日までに告知すればよいこととしています。

図表1 証券取引等におけるマイナンバーの告知と支払調書等への記載(主なもの)

	マイナンバーの告知(原則)	既存口座 <sup>注1</sup> に係る経過措置	支払調書等 <sup>注2</sup>
株式等の譲渡代金の支払い	2016年1月1日以後最初に支払いを受けるまでにマイナンバーを含む告知が必要	既存の口座については2019年1月1日以後の最初の支払日までにマイナンバーを告知(みなし告知の適用を受けている場合)	2016年1月1日以後の支払いに係る支払調書・支払通知書からマイナンバーが記載される(左記の3年の経過措置あり)
公社債の利子、公募公社債投信の分配金など			
株式の配当、株式投信の分配金など			
特定口座	2016年1月1日以後の口座開設時等にマイナンバーを含む告知が必要	既存の特定口座については2019年1月1日以後の最初の支払日までにマイナンバーを告知	2016年分の特定口座年間取引報告書からマイナンバーが記載される(左記の3年の経過措置あり)
NISA口座 <sup>注3</sup>			2016年分の年間取引報告書からマイナンバーが記載される(左記の3年の経過措置あり)
ジュニアNISA口座(平成28(2016)年4月開始)		—	2016年分の年間取引報告書からマイナンバーが記載される
マル優・特別マル優		(2015年末までに提出されたマイナンバーのない口座開設は有効で、以後、住所・氏名等の変更などにより最初に手続きを行う際に個人番号を告知する)	(非課税の扱いを受ける利子等は支払調書は提出されない)
財形年金・財形住宅			
先物取引・オプション取引・FX	2016年1月1日以後最初に差金等決済をするまでにマイナンバーを含む告知が必要	既存の口座については2019年1月1日以後の最初の支払日までにマイナンバーを告知(みなし告知の適用を受けている場合)	2016年1月1日以後の差金等決済に係る支払調書からマイナンバーが記載される(左記の3年の経過措置あり)
金地金等の譲渡代金の支払い	2016年1月1日以後最初に支払いを受けるまでにマイナンバーを含む告知が必要	金地金を購入した営業所等において当該金地金を譲渡する場合、購入時に氏名・住所等を告知していれば、2018年末までの当該金地金等の譲渡についてはマイナンバーの告知は不要	2016年1月1日以後の支払いに係る支払調書からマイナンバーが記載される(左記の3年の経過措置あり)

(注1) 既存口座とは、2015年12月31日以前から存在している口座をいいます。

(注2) 経過措置の適用により、既存口座についてマイナンバーの告知が行われていないときは、支払調書等に個人番号は記載されません。

(注3) 開設したNISA口座における毎年の非課税管理勘定の設定は、ここでいう口座開設には該当しません。NISA口座の開設先を変更する場合は、経過期間中であっても、マイナンバーの告知が必要となります。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

株式等の売却代金、信託受益権の売却代金、先物取引の差金決済等による差益、金地金の売却代金の支払いを受ける場合も、基本的には、同様です。さらに、特定口座を開設する場合、NISA 口座を開設する場合にも、同様の経過措置が設けられています。要するに証券・金融取引関連では、マイナンバーの告知について3年間の猶予期間が設けられています。(図表1参照)

ただし、氏名、住所またはマイナンバーの変更などがあった場合は、変更後の氏名、住所およびマイナンバーを証券会社や金融機関に告知することとされています。経過措置の適用がされている期間中でも、これらの事情により告知が必要となった場合は、番号を告知することになります。

もっとも、経過期間終了前に早めに番号を告知することが禁じられているわけではありません。番号の利用が始まるのは2016年1月1日以後ですが、それよりも前であっても、取引先の証券会社・金融機関に対し、2015年10月5日以後に送られてきた通知カードを用いて、マイナンバーを告知することができます。ただし、取引先の証券会社や金融機関が、番号法やその関連法令・規則・ガイドライン等で定められたマイナンバーの安全管理措置を講じており<sup>1</sup>、その一環として番号法によって求められる本人確認措置(番号確認と身元確認)を行う体制を整備している場合に限りです。

証券会社や金融機関が税務署に提出する支払調書・特定口座年間取引報告書・非課税口座年間取引報告書(NISA)などにマイナンバーが記入されるのは、2016年1月1日以後に行われる利子・配当・譲渡代金・先物取引の決済差金等の支払いに関する調書・報告書からです。ただし、番号の告知が免除されている経過期間に関しては、個人の顧客が自ら番号を告知しない限りは、これらの調書・報告書には番号は記載されません。(図表1参照)

なお、マル優・特別マル優や財形非課税貯蓄(住宅・年金)に関しては、2016年1月1日の口座開設の申込書、限度額変更、住所・氏名・マイナンバーの変更等から、証券会社・金融機関への提出書類にマイナンバーの記入が必要となります。

## 2. 証券・金融取引における本人確認方法

### (1) 税法の本人確認書類と番号法の本人確認書類の違い

税法(および関連法令)では、番号を告知する際の本人確認書類として、図表2の書類の提示を求めています。税法では、番号を含む告知内容の確認書類と住所等確認書類の提示を求めています。これだけでは番号法上の本人確認(番号確認と身元確認)の要件を満たさない場合も考えられますので、注意が必要です。他方で、番号法上の本人確認が税法上の本人確認の要件を満たさない場合もあります。

<sup>1</sup> 証券会社・金融機関等の個人番号関係事務実施者は、2015年10月5日までに安全管理措置の整備を完了しておく必要があります。番号法等に基づく本人確認体制は、2016年1月1日の番号利用開始前までに整える必要がありますが、2015年10月5日までに安全管理措置の一環として、当該本人確認体制を整備している場合は、2016年1月1日前であっても、顧客からマイナンバーの告知を受け入れることが可能になります。

図表2 税法上の本人確認書類（利子・配当等の場合）

告知内容(個人番号を含む)の確認書類	住所等確認書類
① 個人番号カード	不要
② 通知カード	(1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書(6か月以内作成)
	(2) 戸籍の附票の写し、印鑑証明書
	(3) 健康保険証等、共済組合・共済制度の加入者証
	(4) 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
	(5) 運転免許証、運転経歴証明書
	(6) パスポート
	(7) 在留カード、特別永住者証明書
	(8) 国税・地方税の領収書、納税証明書又は社会保険料の領収書(6か月以内作成)
	(9) 官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの
③ 住民票の写しや住民票記載事項証明書(いずれもマイナンバー記載)	上記(2)～(9)
④ 署名用電子証明書等	

(注) 例えば、特定口座やNISA口座の場合は、(2)のうちの戸籍の附表等の写し、(8)は住所等確認書類に含まれていない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## (2) 対面（証券会社・金融機関の店頭）での本人確認

証券会社や金融機関の店舗で、マイナンバーの告知を行う場合、番号法上の本人確認方法としては、①個人番号カードを提示する、②通知カードと運転免許証等の顔写真付の身分証明書を提示する、③住民票の写し（マイナンバー記載）と運転免許証等の顔写真付の身分証明書を提示するといった方法が考えられます。

②、③の顔写真付の身分証明書の例としては、運転免許証の他に、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書が挙げられます。

上記の①～③の本人確認書類を提示すれば、税法上の本人確認書類を提示したことにもなります。なお、番号法上は、写真付の学生証・社員証等も本人確認書類として認められていますが、税法上は本人確認書類としては認められていません。

番号法では、②と③の場合において、顔写真付きの身分証明書がない場合に、代わりに一定の書類を2つ以上提示・提出することも認められています。この中には、健康保険証等、共済組合・共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当、窓口の行政機関等が適当と認める書類（国税の場合は、写真なしの学生・社員証等、国税・地方税・社会保険料の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、母子健康手帳、源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書）、②についてはさらに住民票の写し・住民票記

載事項確認票が挙げられています。

税法上の本人確認は、通知カードと住民票の写しの提示・提出でいいこととなっていますが、これだけでは番号法上の本人確認の要件を満たしません。これらに加え、上記の書類（健康保険証等から特定口座年間取引報告書まで）のいずれかを1つ提示すれば、番号法上も本人確認の要件を満たすものと思われ<sup>2</sup>。

いずれにしろ、個人番号カードを取得しておけば、これを提示することで番号法上も税法上も、番号の告知と本人確認は終了します。

### (3) マイナンバーの提供を依頼する書面による方法

個人が継続的に取引している証券会社や金融機関から、マイナンバーの提供を依頼する書面が送付されてくることも考えられます。この場合、送付された書面に顧客が、通知カード等の写しを添付して返送する方法で、番号を告知することなどが考えられます。証券会社・金融機関は、番号法上の番号確認を通知カード等で行い、身元確認を、依頼書類に印字した住所・氏名と通知カードに記載された住所・氏名が同じであることよって行います。この方法は、個人が番号制度導入前から口座を開設している証券会社や金融機関が、その個人顧客のマイナンバーを取得するために行うことが考えられます。ただし、税務上は、通知カード等だけでなく、別途、住所等確認書類の提示・提出が必要であり、この方法を用いるとすれば、住所等確認書類もあわせて送付する必要がある模様<sup>3</sup>です。

もともと、証券会社や金融機関にとっては郵送のコストがかかる方法であり、マイナンバーを取得するためだけにここまでの対応を行うかは、定かではありません。

### (4) オンラインでの本人確認

税務上も公的個人認証サービスの電子証明書を利用した本人確認を認めています。したがって、個人番号カードの公的個人認証サービスを利用して、オンラインで番号法および税法の両方の要件を満たす番号の告知と本人確認を行うことができます。

この他、個人の顧客が証券会社・金融機関のインターネットの専用ページ開設時に運転免許証、パスポートなどで本人確認を行ったうえで、その顧客のID・パスワードを発行している場合は、ID・パスワードを利用してログインすることで、番号法上の身元確認を行います。その顧客が自分の通知カードをスキャンしてイメージデータ化し、自分の個人専用ページから証券会社・金融機関に送信することで、番号法上の番号確認と身元確認を行ったこととなります。この方法も、個人が番号制度導入前からインターネット専用口座を開設している証券会社や金融機関に対してマイナンバーを告知する方法として用いることが考えられます。ただし、税法

---

<sup>2</sup> あくまで筆者の推測であり、詳細は今後明らかにされると思われ<sup>2</sup>。

<sup>3</sup> あくまで筆者の推測であり、詳細は今後明らかにされると思われ<sup>3</sup>。



上は、通知カードだけでなく、別途、住所等確認書類の提示・提出も必要です。この方法が可能だとしても、住所等確認書類もスキャンして送付する必要があると思われます<sup>4</sup>。もっとも、個人番号カードの両面をスキャンして送付することが認められるのであれば、その方が簡単です。

### (5) 犯罪収益移転防止法上の取引時確認

マネー・ロンダリングの防止等を目的としている犯罪収益移転防止法により、証券会社・金融機関と取引を行う際には、本人特定事項（氏名、住所、生年月日）の確認が義務付けられています。マイナンバーは本人特定事項には盛り込まれていません。また、同法での活用を目的としてマイナンバーを利用することはできません。

ただし、個人番号カードの提示や、個人番号カードの公的個人認証サービスによる電子証明書及び電子署名付の取引に関する情報の送付は、取引時確認の方法として認められる予定です<sup>56</sup>。

## 3. 預貯金への付番は先送り

2016年からのマイナンバーの付番の対象には預貯金は含まれていません。ただし、2015年3月に国会に番号法の改正法案が提出されています。改正法案では、銀行等に対して、預貯金者等の情報を、その預貯金者のマイナンバーで検索できる状態で管理するよう求めています。税務上の調査、地方自治体などによる社会保障給付に関する資力調査、銀行等が破たんしペイオフが発動された時の銀行口座の名寄せにもマイナンバーが活用される予定です。

預貯金口座への付番は、改正番号法が国会で可決・成立し公布された日から数えて3年以内に開始される予定です。改正番号法が可決・成立し公布が今年中に行われた場合は、2018年中には開始されることとなります。ただし、預貯金者等が番号を告知することは、義務付けられてはいません。預貯金への付番が開始して3年を目途として、付番の進捗状況などを確認し、必要があれば、法改正も含めて付番促進のための措置をとることとしています。

(次回予告：マイナンバーの告知と本人確認 (3) 給与・退職給付、その他の所得)

以上

<sup>4</sup> あくまで筆者の推測であり、詳細は今後明らかにされると思われます。

<sup>5</sup> 2015年6月19日公表の改正政省令案によります。

<sup>6</sup> 住民票の写しや顔写真のない官公庁発行書類の場合は、証券会社や金融機関がこれらの書類に記載された住所地に取引関係書類を転送不要の書留郵便等で送付し、返送されないことの確認をあわせて行う必要がありますが、個人番号カードや電子証明書による場合は、このような措置をあわせて行う必要はありません。